

添付法令資料 4 :

加工、組立て又は輸出を目的とする他の物品への据付のための物品及び材料の
輸入に対し既に支払われた関税の返還に関する 2018 年 12 月 17 日付
インドネシア共和国財務大臣規則 No.161/PMK.04/2018 (目次)
公布の日から 60 日後に施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 範囲 (第 2 条)
- 第 3 章 輸出目的輸入税還付措置の便宜の付与 (第 3 条ないし第 8 条)
- 第 4 章 輸入及び／又は搬入並びに加工、組立て及び／又は据付
 - 第 1 節 輸入及び／又は搬入 (第 9 条及び第 10 条)
 - 第 2 節 物品又は材料の加工、組立て及び／又は据付 (第 11 条ないし第 13 条)
- 第 5 章 輸出 (第 14 条)
- 第 6 章 関税の返還
 - 第 1 節 関税の返還要件 (第 15 条)
 - 第 2 節 関税の返還申請 (第 16 条ないし第 20 条)
 - 第 3 節 関税の返還に係る支払余剰 (第 21 条)
 - 第 4 節 関税の返還に係る支払不足 (第 22 条)
- 第 7 章 モニタリング、評価及び監査
 - 第 1 節 モニタリング及び評価 (第 23 条)
 - 第 2 節 関税の監査 (第 24 条)
- 第 8 章 凍結及び取消し
 - 第 1 節 凍結 (第 25 条及び第 26 条)
 - 第 2 節 取消し (第 27 条)
- 第 9 章 保税地区業者又は保税地区立地業者となる地位の変更 (第 28 条)
- 第 10 章 成果物の再輸入 (第 29 条ないし第 34 条)
- 第 11 章 雑則 (第 35 条ないし第 40 条)
- 第 12 章 経過規定 (第 41 条)
- 第 13 章 終則 (第 42 条及び第 43 条)